

**第8回会議** **提案事項** **別紙**

**西伯町・会見町合併協議会**

**平成15年7月22日**

## 2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 環境業務）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
2. 環境保全				
(1) 審議会  (根拠法令)	<p>環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に関する審議（環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議（公害に関する事項も含む））</li> <li>・委員 15 人以内</li> <li>・任期 2 年</li> <li>・年 1 回開催</li> <li>・報酬 会長 5,600 円 委員 5,400 円</li> </ul> <p>西伯町環境基本条例 西伯町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p>	<p>公害対策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害に関する基本的事項の審議</li> <li>・委員 10 人以内</li> <li>・任期 2 年</li> <li>・年 1 回開催</li> <li>・報酬 5,200 円</li> </ul> <p>会見町公害防止条例 会見町公害審議会設置条例 会見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p>	<p>審議会の内容が違う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の人数が違う。</li> <li>・報酬が違う。</li> </ul>	<p>西伯町の例により、新町で新たに組織する。</p> <p>・総務企画部会で全体の報酬審議の中で決定する。</p>
	企画政策課 高見	町民生活課		
(2) 環境基本計画  (根拠法令)  (担当)	<p>西伯町環境基本条例に規定する基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 H15～H19（5年間）</li> <li>・組織 庁内組織として「西伯町環境基本計画推進幹事会」を置く</li> <li>・諮問機関 「環境審議会」</li> <li>・住民組織としてはこの計画上に置かず、(3)に挙げる「エコライフさいはく」の組織と連動して進行管理、見直しの意見収集を行うものとする。</li> </ul> <p>西伯町環境基本条例</p> <p>企画政策課 高見</p>	なし	<p>西伯町 策定 会見町 策定していない。</p>	<p>西伯町の例により新町で策定。</p>
(3) エコライフさいはく（ローカルア	1992 年環境と開発に関する「地球サミット」で採択された「アジェンダ 21」が求めるローカルアジェンダの西伯町版	なし	<p>西伯町 策定 会見町 策定していない。</p>	<p>西伯町の例により新町で策定。</p>

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
ジェンダ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンライフ西伯(100人委員会)により策定</li> <li>・環境に関する行動計画</li> <li>・計画期間等の規定なし(但し、環境の変化により環境基本計画と呼応して見直しは必要)</li> </ul>			
(4) ISO 14001 認証の取得・維持	<p>ISOの概要について、環境を管理する基準を世界中で取り決めたものが国際標準化機構(ISO)です。この組織が、基準を満たしている団体に発行するものがISOの認証です</p> <p>西伯町は、事務・事業の環境管理に関するシステムに対して認証を取得</p> <p>目的・目標を定めてPDCAサイクルを実行しています</p> <p>平成13年12月認証取得</p> <p>環境自治体を目指して全庁で取り組む</p> <p>環境マネジメントシステムの構築を目指す</p> <p>エコオフィスさいはく</p>	なし	西伯町 取り組みあり 会見町 取り組みなし	西伯町の例により新町で取り組む。
(根拠法令)	地球温暖化対策の推進に関する法律			
	<p>環境マネジメントシステム</p> <p>環境方針の策定、周知及び開示要領</p> <p>環境側面の抽出、環境影響評価・登録要領</p> <p>環境影響評価実施要領</p> <p>法的及びその他の要求事項の調査・登録要領</p> <p>環境目的・目標の設定及び見直し要領</p> <p>環境マネジメントプログラムの策定及び改定要領</p> <p>西伯町環境組織に関する要綱</p> <p>西伯町環境マネジメントシステム町民プロポーザ―要綱</p> <p>環境管理委員会要綱</p>			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当)	環境教育・訓練実施要領 環境関連情報の周知、伝達及び公開要領 環境マネジメントシステム文書管理要領 環境マネジメントシステム運用管理要領 環境関連事故及び緊急事態への対応要領 目的・目標及び法規制の監視・測定要領 不適合の是正に関する要領 環境記録管理要領 内部環境監査要綱 内部環境監査実施要領 環境マネジメントシステム見直し要領 エコオフィスさいはくアクションプラン 環境にやさしい物品の購入要領 公用車への低公害者導入手順書 西伯町公共事業環境配慮指針 公共事業環境配慮指針の運用及び評価実施要領 西伯町建設副産物処理要領 環境マネジメント マニュアル ISO14001環境マネジメントシステム 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 企画政策課 荊尾			
(5)リサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 ごみの減量化・環境美化及び資源の再利用に対する意識を高めること</li> <li>・対象団体 自治会・PTA・老人クラブ及び子ども会の団体のうち町に登録した団体。</li> <li>・奨励金 交付要件 1回につき回収した有価物の総重量が300kg以上</li> </ul>	実施していない。	西伯町は実施 会見町は未実施	西伯町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	対象有価物 (1)紙類(新聞、チラシ、雑誌、ダンボール等) (2)衣類(衣類、タオル、シーツ等) (3)金属類(鉄、銅、アルミニウム、ジュースビン等)  交付単価 キログラム当たり 3円 (ただし、牛乳パックは5円)  ・平成14年度実績 1団体 139,000円			
(根拠法令)	西伯町リサイクル事業実施奨励金交付要綱			
(担当)	町民生活課 種			

## 2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 介護保険事業の取扱いについて）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 現況				
被保険者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者 2,217人 (平成15年1月末現在) 以下、同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者 1,049人 (平成15年1月末現在) 以下、同様</li> </ul>	なし	両町の制度を継続する。(国の制度)
要介護認定者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階別認定者</li> <li>要支援者 27人</li> <li>要介護1 89人</li> <li>要介護2 77人</li> <li>要介護3 48人</li> <li>要介護4 46人</li> <li>要介護5 81人</li> <li>計 386人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階別認定者</li> <li>要支援者 28人</li> <li>要介護1 47人</li> <li>要介護2 26人</li> <li>要介護3 22人</li> <li>要介護4 15人</li> <li>要介護5 16人</li> <li>計 154人</li> </ul>	なし	両町の制度を継続する。(国の制度)
サービス受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉サ - ビス受給者 185人</li> <li>・施設福祉サ - ビス受給者</li> <li>介護老人福祉施設 70人</li> <li>介護老人保健施設 26人</li> <li>介護療養型医療施設 30人</li> <li>計 126人</li> <li>・サ - ビス受給者合計 311人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉サ - ビス受給者 99人</li> <li>・施設福祉サ - ビス受給者</li> <li>介護老人福祉施設 10人</li> <li>介護老人保健施設 7人</li> <li>介護療養型医療施設 13人</li> <li>計 30人</li> <li>・サ - ビス受給者合計 129人</li> </ul>	なし	両町の制度を継続する。(国の制度)
(担当課)	健康福祉課 藤原	福祉保健課 岩田政幸		
(根拠法令)	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例		



項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
4. 普通徴収に関わる納期	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで	なし	両町の制度を継続する。 (国の制度)
(担当課)	健康福祉課 藤原	福祉保健課 岩田政幸		
(根拠法令)	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例	保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例		
5. 委員会等	南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画策定委員会 ・委員 19名(西伯町から6名) ・報償費 委員長2,800円 委員2,700円 ・任期 1年 14年度 7回開催	南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画策定委員会 ・委員 19名(会見町から4名) ・報償費 委員長2,800円 委員2,700円 ・任期 1年 14年度 7回開催	合併後の委員の人数	南部箕蚊屋広域連合で決定
(根拠法令)	南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱	南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱		
6. 介護サービス相談員	・人数 8名(連合内20名) ・報償金 10,000円/月 ・旅費 実費	・人数 3名(連合内20名) ・報償金 10,000円/月 ・旅費 実費	合併後の相談員の人数	南部箕蚊屋広域連合で決定

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	健康福祉課 藤原 介護相談員派遣事業実施要綱	福祉保健課 岩田政幸 介護相談員派遣事業実施要綱		
7. 被保険者管理等システムの状況	介護保険システム (情報センター) 住基システムと連動なし	介護保険システム (情報センター) 住基システムと連動あり	住基システムと連動が違う	全体のIT整備の中で調整する。
(担当課) (根拠法令)	健康福祉課 藤原	福祉保健課 岩田政幸		
8. 訪問調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査方法 委託（一部町保健師）</li> <li>・ 調査委託料 在宅 2,520円×消費税 施設 2,060円×消費税</li> <li>・ 委託先 (在宅) 居宅介護支援事業所</li> <li> (施設) それぞれの入所施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査方法 委託（一部町保健師）</li> <li>・ 調査委託料 在宅 2,520円×消費税 施設 2,060円×消費税</li> <li>・ 委託先 (在宅) 居宅介護支援事業者</li> <li> (施設) それぞれの入所施設</li> </ul>	なし	南部箕蚊屋広域連合で実施
(担当課) (根拠法令)	健康福祉課 藤原 介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例	福祉保健課 岩田政幸 介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
9 介護サ - ビスの種類				
在宅サービス	在宅福祉サ - ビスの種類 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問・通所リハビリテ - ション 居宅療養管理指導 通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具の貸与・購入 住宅改修	在宅福祉サ - ビスの種類 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問・通所リハビリテ - ション 居宅療養管理指導 通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具の貸与・購入 住宅改修	なし	介護保険法により実施
(担当課)	健康福祉課 藤原	福祉保健課 岩田政幸		
(根拠法令)	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例		
施設サービス	施設サ - ビスの種類 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	施設サ - ビスの種類 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設		介護保険法により実施
(担当課)	健康福祉課 藤原	福祉保健課 岩田政幸		
(根拠法令)	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例	介護保険法・南部箕蚊屋広域連合介護保険条例		

## 2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 障害者福祉業務）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 心身障害者福祉				
身体障害者手帳、療育手帳交付状況	・身体障害者手帳交付状況 1級 130人 2級 72人 3級 58人 4級 64人 5級 27人 6級 31人 7級 0人 合計 382人	・身体障害者手帳交付状況 1級 51人 2級 37人 3級 17人 4級 40人 5級 22人 6級 22人 7級 0人 合計 189人		両町の制度を継続する。 （国の制度）
	・療育手帳交付状況 重 度 23人 中軽度 23人 合 計 46人	・療育手帳交付状況 重 度 12人 中程度 9人 合 計 21人		両町の制度を継続する。 （国の制度）
（根拠法令）	身体及び知的障害者福祉法	身体及び知的障害者福祉法		
福祉用具				
補装具	身体の障害を補うための車イス等の用具を交付や修理	身体の障害を補うための車イス等の用具を交付や修理		両町の制度を継続する。 （国の制度）
日常生活用具	日常生活用具給付 重度障害者の日常生活を支援するための用具	日常生活用具給付 重度障害者の日常生活を支援するための用具		両町の制度を継続する。 （国の制度）
（根拠法令）	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
在宅サービス				
支 援 費 在宅サービス事業	<p>ホームヘルプサービス            デイサービス            ショートステイ            ・対象者            在宅の重度身体障害者・知的障害者・障害児            ・利用料            法に基づく利用者負担基準            ・サービス量            障害状態、家族周辺環境等を勘案し決定した量</p> <p>支援費制度（平成15年度スタート）            14年度までの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する『措置制度』から利用者の立場にたった新たな利用の仕組みで、障害者自らがサービス選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。            サービスにかかった費用は一部の自己負担を除き『支援費』としてサービス提供者に支払います            利用者は居住地をサービス提供区域とする事業者から町が決定したサービス量の範囲でサービス提供を受けることができます。（両町域を提供先とする事業者はほぼ同じです。）</p>		<p>相違点はない。</p> <p>サービス量についても障害程度により、ある程度の基準を定めるとありますが両町ともに利用者の希望量を第1に考え、個々人のケースにより決定しています。</p>	<p>両町の制度を継続する。            （国の制度）</p>
（根拠法令）	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 各 支援費に関する基準 児童福祉法			
訪問診査	在宅重度身体障害者訪問診査	在宅重度身体障害者訪問診査		<p>両町の制度を継続する。            （国の制度）</p>

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
住宅の整備				
住宅改良助成事業  (根拠法令)	障害者住宅改良助成事業 ・対象 ア．身障手帳 1・2 級 イ．療育手帳 A ウ．身障手帳 1～3 級下肢・体幹又は乳幼児以前の運動機能障害 ・対象経費 ア・イは上限 100 万円 ウは上限 80 万円 ・補助額 対象経費の 1 / 3	障害者住宅改良助成事業 ・対象 エ．身障手帳 1・2 級 オ．療育手帳 A カ．身障手帳 1～3 級下肢・体幹又は乳幼児以前の運動機能障害 ・対象経費 ア・イは上限 100 万円 ウは上限 80 万円 ・補助額 対象経費の 1 / 3	なし	両町の制度を継続する。 (県の制度)
	鳥取県在宅障害者地域生活支援事業	鳥取県在宅障害者地域生活支援事業		
住宅改良助成事業  (根拠法令)	・重度身体障害者日常生活用具給付等事業(住宅改修) ・対象 身障手帳 1～3 級下肢・体幹又は乳幼児以前の運動機能障害	・重度身体障害者日常生活用具給付等事業(住宅改修) ・対象 身障手帳 1～3 級下肢・体幹又は乳幼児以前の運動機能障害	なし	両町の制度を継続する。 (国の制度)
	重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱	重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱		
医療扶助				
更生医療、育成医療  (根拠法令)	更生医療、育成医療 (町負担徴収規則、国準拠) 知事指定の医療機関で障害の軽減や除去、機能回復のために医療が受けられるもの ・対象者 * 更生医療 18 歳以上の身障手帳保持者 * 育成医療 18 歳未満の障害児	更生医療、育成医療 (町負担徴収規則、国準拠) 知事指定の医療機関で障害の軽減や除去、機能回復のために医療が受けられるもの ・対象者 * 更生医療 18 歳以上の身障手帳保持者 * 育成医療 18 歳未満の障害児	なし	両町の制度を継続する。 (国の制度)
	身体障害者福祉法、児童福祉法、更生医療運営要綱、育成医療運営要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、更生医療運営要綱、育成医療運営要綱		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
町単独助成	ストマ装具 ・助成額 自己負担額の2分の1 ・14年度実績 5名 85,000円	ストマ装具 ・助成額 自己負担額の2分の1 ・14年度実績 3名 52,000円	相違点なし	両町の制度を継続する。 (町の制度)
(根拠法令)	西伯町ストマ用装具助成金支給要綱	会見町ストマ用装具助成金支給要綱		
心身障害者扶養共済制度助成	心身障害者扶養共済制度助成(町要綱) 県の実施する心身扶養共済制度の掛金を助成する ・助成額 掛金の2分の1	心身障害者扶養共済制度助成(町要綱) 県の実施する心身扶養共済制度の掛金を助成する ・助成額 掛金の2分の1	相違点なし	両町の制度を継続 (県の制度)
(根拠法令)	心身障害者扶養共済制度助成制度	心身障害者扶養共済制度助成制度		
交通費助成				
心身障害者交通費助成	人工透析患者通院助成 ・腎臓機能障害の負担軽減を図るため障害の治療を目的とした通院のための交通費助成 ・対象者 腎臓機能障害により人工透析療法を受けている者 ・助成 交通費実費の1/2(公共交通機関の利用料換算) ・14年度実績 5名 174,195円	会見町人工透析患者通院助成 ・腎臓機能障害の負担軽減を図るため障害の治療を目的とした通院のための交通費助成 ・対象者 腎臓機能障害により人工透析療法を受けている者 ・助成 月2,000円 上限 ・14年度実績 3名 54,000円	助成額が違う	西伯町の例による。
(根拠法令)	西伯町人工透析患者通院費助成事業実施要綱	会見町人工透析患者通院費助成事業実施要綱		
	重度心身障害者福祉タクシー利用助成 ・対象者 身障手帳1・2級、療育手帳A ・利用1回500円券交付(24枚限度) ・14年度実績 27名 291,000円	重度心身障害者福祉タクシー利用助成 ・対象者 身障手帳1・2級、療育手帳A ・利用1回500円券交付(48枚限度) ・14年度実績 18名 250,700円	助成額が違う	会見町の例による。
(根拠法令)	西伯町重度心身障害者福祉タクシー助成要綱	会見町重度心身障害者福祉タクシー助成要綱		
施設利用				

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
支援費 施設サービス事業  (根拠法令)	身体・知的障害者入所通所施設サービス ・対象者 身体障害者・知的障害者 (児童を除く) ・利用料 法に基づく利用者負担基準  支援費在宅事業にほぼ同じ  旧措置入所通所からの移行、施設サービス支援費を支給		なし	両町の制度を継続 (国の制度)
相談体制等				
相談員  (根拠法令)	・身体障害者相談員 2名 ・知的障害者相談員 1名  身体障害者相談員設置要綱(県) 知的障害者相談員設置要綱(県)	・身体障害者相談員 1名 ・知的障害者相談員 1名  身体障害者相談員設置要綱(県) 知的障害者相談員設置要綱(県)	なし	新町で調整  相談員 県基準 継続
精神保健福祉団体支援	精神障害者家族会(年6回) 精神障害者当事者の会(毎月1回) ・15年度予算 20,000円	15年度たちあげ予定	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例による。
小規模作業所補助金 (知的障害者)  (根拠法令)	作業所 あまつの家 単県事業 町が補助金を交付 ・14年度実績 2,644千円 鳥取県小規模作業所運営要綱	なし		新町で補助金を継続
心身障害者福祉年金  (根拠法令)	なし	心身障害者福祉年金 年額4,500円 該当者 障害者手帳 1~3級・療育手帳 ・14年度実績 104人 468,000円 会見町心身障害者福祉年金規則	会見町実施 西伯町実施していない	西伯町の例による。 (平成16年度については現 行の制度を継続する。)